



発行：日本福祉施設士会
<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

福祉施設士333号 令和元年8月15日発行（偶数月15日発行）

日本福祉施設士会 生涯学習誌

福祉施設士

Japanese association of Directors of Social Welfare Institutions

特
集

地域における公益的な取組について

08

2019 August



日本福祉施設士会倫理綱領

日本福祉施設士会は、あらゆる人々の尊厳を重んじ、福祉施設の運営に精励し、国民の信頼に応えるべく、ここに会員自らの倫理綱領を定めるものである。

福祉施設士は、社会福祉施設の運営、管理の責任を担うものであり、社会福祉に関する深い専門的知識・経験の蓄積と倫理性、公共性に基づいた社会的責任を自覚し、福祉活動を展開しなければならない。

- 1 福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。
- 2 福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3 福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4 福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

(昭和58年11月12日 決定)

(平成21年3月18日 一部改定)

日本福祉施設士会とは

施設運営・管理全般にわたる生涯研修の実施、「福祉QC」活動の普及など、たゆみない歩みを続けている社会福祉施設業種を横断した福祉施設長の自主的な組織です。事務局を全国社会福祉協議会・法人振興部内におき、会費を財源に自主的活動を続けています。

「福祉施設士」とは

「福祉施設士」とは、全国社会福祉協議会が社会福祉施設長を対象に毎年開催している「福祉施設長専門講座」(昭和63年に「福祉施設士講座」より改称)修了者に、全社協会長が授与するものであり、令和元年5月現在、全国で約5,500名の有資格者がいます。

② 日本福祉施設士会創設40周年記念
第41回全国福祉施設士セミナー福岡大会 開催！！

④ **リーダー躍動！**

社会福祉法人六心会 理事長 堤 洋三

⑨ **福祉施設士のめざすもの**

こども園における就学前児童、乳幼児に対する教育・保育とは

社会福祉法人中央福祉会 理事長

中央こども園 園長 木元 洋一郎

⑬ **地域における公益的な取組について**

「ともに生きる」地域づくりのために

社会福祉法人東幸会 障害者支援施設東幸園

副園長 工藤 知輝

⑰ **地域における公益的な取組について**

福祉コミュニティの新たな拠点づくりを目指して

社会福祉法人身障者ポニーの会 ポニーの家多機能

施設長 岡田 英美

⑳ **あんてな**

日本福祉施設士会 6～7月の活動報告

「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」

(地域共生社会推進検討会)

中間とりまとめ(概要)

令和元年度セミナー・研修会のご案内

日本福祉施設士会創設40周年記念 第41回 全国福祉施設士セミナー福岡大会 開催!!

去る7月4日(木)～5日(金)の2日間、第41回全国福祉施設士セミナーを福岡県福岡市「ホテル日航福岡」において開催しました。今回のセミナーは、テーマを「今、何をすべきか 社会福祉施設のこれから」とし、会創設40周年を記念して九州・沖縄ブロックセミナーとの共催によ

り開催したところ、全国から230名を超える参加がありました。

1日目は開会式の後、式典を行い、会創設40周年を記念して本会に多大な貢献をいただいた方に対する感謝状の贈呈を行いました。

会創設40周年「感謝状」の受賞者

(敬称略)

1. 前田 光泰 (滋賀県：元副会長)
2. 上坂 隆一 (北海道：元調査研究委員長)
3. 正木 伸一郎 (石川県：元総務委員長)
4. 杉本 憲彦 (東京都：元広報委員長)

その後、日本福祉施設士会の高橋絃会長による「今までとこれから、福祉施設士のキャリアパスを考える」と題した基調報告を行い、福祉施設士の資質向上を図るため、様々な角度から問題提起を行いました。続いて厚生労働省

社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官の玉置隼人氏による「地域共生社会と福祉施設～福祉施設士への期待～」と題した行政説明があり、地域共生社会実現に向けた取り組みについての経過や「地域共生社会推進検討会」の検



高橋会長と感謝状を受賞した前田氏、杉本氏(上坂氏、正木氏はご欠席)

討状況について等説明がありました。

その後、(社福)慈愛園理事長の潮谷義子氏による「我が事、丸ごと」地域共生社会における福祉施設長の役割」と題した記念講演を行い、最後に、社会保険労務士の小川美也子氏による「福祉施設における働き方改革」と題した講義を行いました。

2日目は、「外国人材の受け入れについて」と題したシンポジウムを行い、実際に外国人材受け入れに携わる関係者4名をシンポジストに招き、ミャンマーにおける人材派遣会社の顧問である河野葉子氏からは、ミャンマーにおける介護職技能実習生の送り出しの状況や課題、受け入れ側が注意すべきポイントについて、社会福祉

法人の理事長である若山宏氏からは、受け入れについての経過や工夫点、その方が戦力になっている状況について、元外国人技能実習生だった曲春懐氏からは、ご自身の体験や現在行っている外国人材の受け入れ状況について、西日本短期大学の教授である中野幹子氏からは、外国人材の養成と受け入れについて、それぞれお話を伺いました。

参加者からは、「内容的にタイムリーな題材が取り上げてあり、たいへん勉強になった」「いつもセミナーの開催は東京だが、今回は地方開催となり新鮮味があった」との声が寄せられ、セミナーは成功裏のうちに終了しました。



厚生労働省 玉置氏



(社福)慈愛園 潮谷氏



小川氏



シンポジストの皆様

リーダー・躍動!

国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が、生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。地域での実践に際しては、複雑・多様化した課題に多機関・多職種で構成されるチームで向き合うことが求められている。

こうした中、実践の推進役を担い、人と組織(チーム)の成長を導くリーダーの力を高めていくことがより重要となっている。施設福祉と地域福祉の推進に貢献する専門家として、福祉施設士の力量の発揮が求められている。

本連載では、地域で躍動する福祉施設士に求められる視点について、各分野で活躍する方々へのインタビューを通して考える。

(滋賀県)

社会福祉法人 六心会 理事長 堤 洋三
(老-36期 No.5029)



1. はじめに

私が仕事をする社会福祉法人六心会は、1993(平成5)年に設立され、翌年から特養などの事業をスタートさせました。所在地は、滋賀県東近江市五個荘(ごかしょう)。東近江市は、琵琶湖の東部、彦根と近江八幡の中間に位置しており、人口114,000人、西は琵琶湖岸、東は三重県境に接しています。近江商人の発祥地として知られ、織田信長が築城した安土城城址はすぐ隣です。事業としては特養2ヶ所、老健1ヶ所、年間の事業活動収益は約10億円です。今現在、私が感じていることなどを簡単に記したいと思います。

令和の時代が始まって3ヶ月が経ちました。平成から令和へ時代が移るタイミングで福祉経営にも大きな影響を及ぼす法律の施行や議論が始まっています。思いつくまま挙げてみますと、私たちの働き方にも大きな影響を及ぼす「働き方改革関連法」施行、「2040年を展望した社会保障の在り方」に関する議論、新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法の施行、「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」での議論、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の発出などです。会員のみなさんはどのように対処されようとしていますでしょうか。働き方や外



近江商人町屋敷群 施設の近所にはたくさんの古い町並みが残り、散策する観光客も多い

国人受け入れに関しては「人材」確保のこと、社会保障や事業展開、実地指導に関しては「サービス、ケア」「事業」の先行きのことと整理できます。経営管理全般を担う福祉施設士としては、その内容をキャッチして、一定の理解の下、自法人や施設の課題解決の視点で法人の役員会や施設の経営会議等で議論し、タイミングを図りながら活用や導入へつなげる、または自己の考えを整理しておられることと思います。

2. 8つの法人が連携

前述の「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」では、社会福祉法人の協働化や事業規模による効率化、統合、合併などの議論がさかんに行われています。ねらいは、事業の効率性やサービスの質向上ではありますが、地域に根差してきた社会福祉法人の多くが人口減少や人手不足により今後の事業継続が危ぶまれる事態になるのではないかと、といった声も検討会設置の背景にあるように思います。

私の法人は2011(平成23)年から、社会福祉法人リガーレ(京都市)が事務局となり進めている法人間連携に参画しています(社会福祉法人グループリガーレ)。8つの法人が毎月一定金額を拠出し、経費を賄い、事務局を運営しています。グループの活動内容としては、3項目で、1 ケアに関すること(スーパーバイザーの現場巡回や統一研修の実施)、2 人材に関すること(人材採用の共有化)、3 経営・組織に関すること(財務情報共有、将来戦略、会議の在り方)など、福祉経営、若しくは福祉経営管理にまつわる全ての事項です。

私の法人がリガーレへ参画した経過を説明しますと、参画する少し前の2011年ごろ、2008年のリーマンショックで一時的に職員応募数は増加し、一時的に人材確保難は去りましたが、応募者の多くは製造現場からで、福祉現場で仕事をするには倫理観などの習熟に課題も多く、入職後の育成・定着に悩んでいました。加えて経営する施設(特養・老健)の経営状態も低調で、法

人全体を統合することにも課題を抱えていました。

その後、リガーレグループに参画することとなり、法人経営の課題整理手法、計画に基づき課題を解きほぐして解決へ歩む手法、研修の在り方、人材育成の在り方など、達成していないことも複数ありますが、多くの学びと悩みを繰り返して、法人としての実践を重ねています(図1)。

リガーレでの活動当初、それぞれの法人の参加理由をグループ代表である山田尋志さんが5項目に要約しています。活動の方向性が見えますので紹介します。

- 1 これからの厳しい経営環境へ立ち向かうための機能強化
- 2 1法人1施設等の規模では、福祉・介護職員の確保・定着に課題がある
- 3 老朽施設更新・地域展開の戦略をたてる情報・人材が確保しにくい
- 4 同規模の法人が共同で行うことへの安心感

5 社会福祉法人へ求められる役割に対し、真摯に考える仲間と共同できる安心感

1～3に関しては私の法人にも当てはまり、必ず克服したい課題でもありました。4に関して、社会福祉法人はそれぞれの地域でそれぞれの背景があり、地域からの信頼を勝ち得て今日まで歩んできています。連携する、或いは共同で何かを行う場合、それぞれの法人の事業規模は経営者の心情的な側面からとても大切に、吸収される、飲み込まれるといった危惧がないにこしたことはありません。

人材の採用に関して、グループ化したことでの飛躍的なメリットはまだ見えづらい段階ですが、階層ごとのチームが動き出しています。実働部隊として若手中心の採用チーム(リクルーターチーム)、その上位に位置する人材担当者会議も設置し人材採用に関してのオペレーションを担っています。採用に関しては、グループとして職員給与の水準を一定に揃えていくことも議

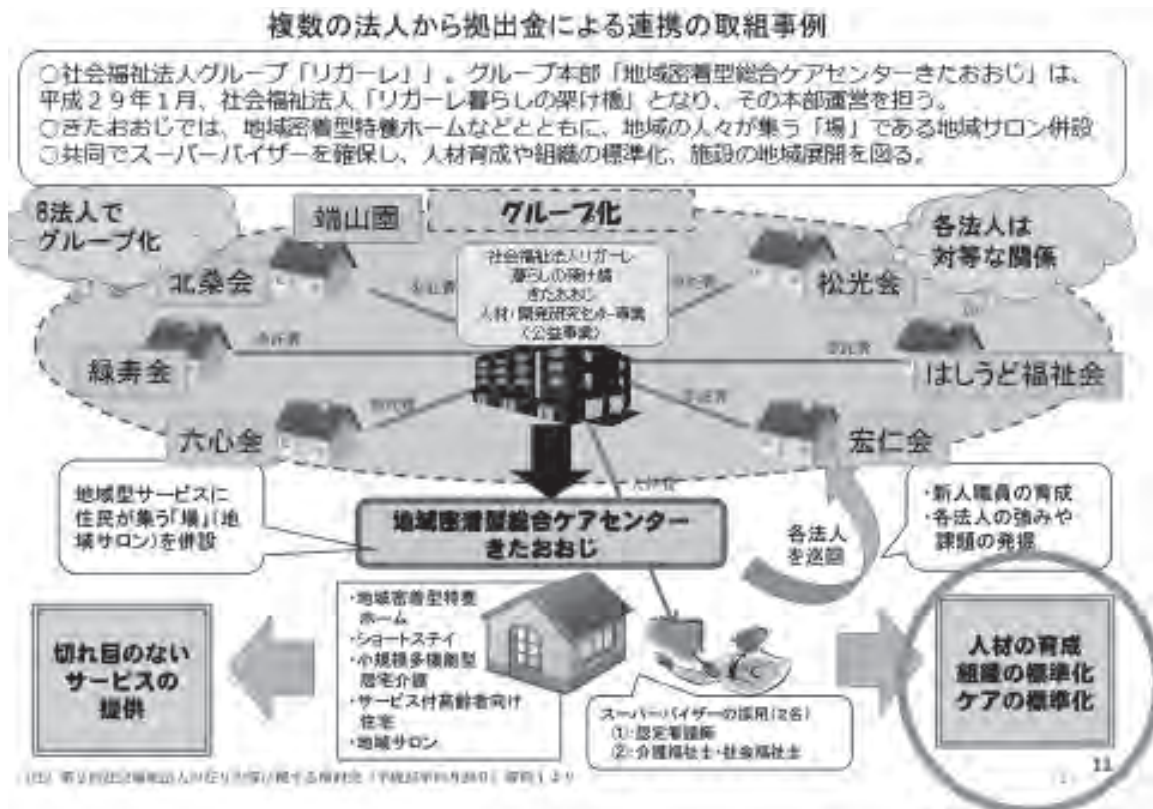


図1

論になっています。各法人は給与規程がありますから一足飛びにグループで統一ということは難しいのですが、グループとしてモデル給与を作成し、その水準とのギャップをどのように考えるか協議しています。

法人を越えての連携や統合に関して、昨今の地方銀行経営統合の潮流が想起されます。地方は人口減少と過疎化が進み、銀行としては利用者が減り、超低金利が続いているので、手数料などの収入だけでは事業継続が難しい。ネットバンキングなどもあるが、高齢者にとって実店舗は社会インフラであるため、事業の継続はマスト。そこで政府も各地銀の統合を促進する方向を打ち出しています。目的としては、支店を共同化、システムへ投資や支店維持費、人件費などの経費を削減、広域連合も進め、何とか事業体を維持するという方策です。

金融の世界とは異なる事業ではありますが、全国津々浦々どの地域にも必要とされ存在し、地道に活動を続けてきたことは似ています。私たち福祉の業界も経営環境が激変していくことは想像に難くありません。地域性、法人の歴史もありますから、合併や統合ありきで考えるのではなく、自己の法人の未来戦略をどのように描くのか、施設経営者としてどのように事業継続したいのか、目指す方向性が近いトップリーダーと語り合う機会は非常に重要です。将来一緒に歩む新しいチャレンジが生まれるかも知れません。

リガールの活動目的も、合併を目指したのではなく、規模が小さくとも、一定の共同化を進めることにより、大規模法人に伍した機能を持ち、その役割をそれぞれの法人が地域へ果たしていくことにあります。グループ活動の詳細は報告書としても公表していますので、興味がある方は参考にしてください(『介護人材の確保・定着に向けた複数の社会福祉法人による共同事業報告書』)。

3. 時間が足りない福祉施設士の仕事術、これから

福祉施設士の資格をお持ちの皆さんは、理事長や施設長などの管理職、または複数のチームを束ねるマネージャー、場合によっては専門職との兼務で日々奮闘、活躍されていることと思います。そして、私が思うに皆さんに共通するのは「時間が足りない」ことではないでしょうか。マネージャーやミドル層の方なら、部下や他部署、他職種から急かされ、利用者や家族から、または取引関係先からも仕事のオーダーがやってきて急かされることがあります。予め日時が決定されているミーティングやカンファレンスに間に合わせるべく完成しないといけない資料作成、重要な会議へ向けては数値根拠ある資料作りが求められることもあるかと思います。

管理者・経営層の皆さんなら、予算の執行状況と対策資料、事業計画素案や課題解決の新プロジェクトの立案、組織各部署の人員配置を考えての人事案、新規事業のプラン、一からクリエイトしていく思考の時間も非常に大切です。私なら銀行からの借入に関し経営計画や収支計画作成に追われることも多々あります(仕事術については、実際この原稿も締切を過ぎ、事務局にご迷惑をお掛けしていますので私は決して偉そうなことは言えません)。

加えて、今春から施行されました「働き方改革関連法」では労働時間管理、とりわけ長時間労働の是正が最大のタスクとして示され、短時間でクオリティを保持し結果を出す仕事術が益々重要になってくると考えています。

こんなことがありました。外部関係者とのやり取りの際、私が「研修計画のたたき台をメールで送っておいてください」と伝えましたがなかなか届きません。しばらくして届いたのはファクシミリ…。確認してみると「実はメールが不得意で…」との

お返事。方法をお伝えしますからと何とか送信までこぎつけました。別の方ですが、「エクセル関数を使って会費集計をして、メールで送っておいてください」と伝えましたが、送られてきたのはワードの表でした。多くの数値を一つ一つ電卓で計算し集計をしてくださったようでした(理由はエクセルのワークシートが苦手とのことでした)。

あまり多くはないケースですが、これらのことから考えられるのは、超多忙な中で使わなくてもいい時間と労力を割いておられるのではないかということです。非常に非効率的でもったいないこと、法人・施設にとっても有益なことではありません。電子メールの例ですと、メールが当たり前のようにビジネスに活用でされるようになって25年ぐらい経過していて、その間に自ら学ぶ機会はたくさんあったはずです。

仕事術に関するビジネス書は書店に行けば数多く並んでいて、参考になる著作も数多くあります。PCスキル・オフィスソフトウェアなどの一般入門系、エクセル・ワードのショートカット駆使時短ワーク方法、グループウェアなどスケジュール共有・管理アプリ、Eメールやチャット系アプリやSNS駆使方法、タスク達成のための会議とその運営、会議などでのグラフィックレコーディング手法、論点整理少人数ショートミーティングの

活用、創造的な発想が可能なオフィス空間など、時代は恐ろしいスピードで動いています。営利・非営利問わず現代社会では、確かな結果が求められますので進化するのは当たり前とも言えます。

私たち福祉施設士は福祉専門性では生涯にわたり学習する達人です。でもそれ以外の仕事術は日々磨かれていますでしょうか。もしかしたら「福祉」に仕事術的視点は関係ないと思っている方がおられるかもしれません。私は福祉業界も時代の潮流から逃れることはできないと思っていますし、地域福祉の援助場面やケア現場へ日々進化する仕事術的視点が溶け込んでいけばクライアントへのサービスの質も向上すると考えています。

ネット環境の進化で、職場内及び関係者間での情報共有はこの20年で圧倒的に便利になり、フィジカルな郵便物での連絡はかなり減っています。ペーパーが必要な時も勿論ありますが、デジタル技術の恩恵は、想像以上です。

人手不足感の強い私たちの業界、これらの視点やツールを駆使することで効率性を追い求める普通のビジネスパーソンや今後シュリンクが加速する金融業界など他業界からの人材参入が増えれば、全国あちこちで福祉の新しいチャレンジも生まれる、そんな気もしています。

こども園における就学前児童、乳幼児に対する教育・保育とは

(大分県)

社会福祉法人中央福祉会 中央こども園 理事長／園長

木元 洋一郎

(保-21期、No.2904)



1 はじめに

社会福祉法人中央福祉会は、昭和53年4月に中央保育園(定員60名)を大分県杵築市に開園しました。その後、平成11年9月に園舎移転新築にて中央保育園つみき館完成(定員120名)、平成23年1月増築にてブリキ館完成、平成26年4月0歳児、事務棟くれよん館完成、平成27年3月幼保連携型認定こども園認可を取得し、4月より中央こども園として開園、定員



中央こども園

255名(現員204名)、平成29年3月中央こども園放課後児童クラブ完成(定員40名)、平成31年4月大分市にげんきな森中央保育園(定員60名、現員47名)の開園に至っています。

中央福祉会の事業をまとめると

- ** 第二種社会福祉事業
幼保連携型認定こども園の経営
保育園の経営
- ** 地域子育て支援拠点事業の経営
- ** 一時預かり事業の経営
- ** 放課後児童健全育成事業の経営
- * 収益事業 太陽光発電事業

2 教育・保育方針

・基本理念

目の前に広がる稲穂の大地。自然に恵まれ実りあるこの場所でたくさんの出会いや経験を通して喜びや感動、暖かさ



を感じ、人が人として生きられるよう私たちは広い心で見守り、一人ひとりに寄り添います。

• 保育目標

思いやりと意欲のあるたくましい子ども

幼保連携型認定こども園教育・保育要領には、非認知能力に関わる内容が多く盛り込まれています。テストの点数だけで「できる／できない」を判断する時代は、もう終焉に差し掛かっています。

いわゆる早期教育の話を耳にして、「うちの子は何もしなくて大丈夫かな……」と心配する保護者は多いかもしれません。読み書きや計算、英語といった知的教育の成果は目に見えやすく

周囲と比較しやすいだけに、保護者として敏感になりやすいものですが、幼児期の知的教育による効果は一時的なものに過ぎず、長続きしないことが明らかになってきています。最初は他の子どもを大きくリードしますが、小学校に入学して学年が上がるにつれて差が見られなくなることが分かってきました。

今の親世代が子どもの頃は、教育の指標といえばテストや試験で測定されるIQ(学力)・偏差値が重要視されていました。しかし、近年では、幼児教育の現場では数値化されにくい「**非認知能力**」に注目が集まっています。



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)

- 1 健康な心と体
- 2 自立心
- 3 協同性
- 4 道徳性・規範意識の芽生え
- 5 社会生活との関わり
- 6 思考力の芽生え
- 7 自然との関わり・生命尊重
- 8 数量・図形、文字等への関心・感覚
- 9 言葉による伝え合い
- 10 豊かな感性と表現

「非認知能力」って何？

いろんなことに興味を持つ好奇心や目標を決めて粘り強く努力する力、他者と力をあわせる協調性、誠実さ、感情をコントロールする力、そういった数値化はされないけれども、実生活に大きく関わってくる生きる力のことを「非認知能力」と呼んでいます。

「非認知能力」をどう育む？

その子の人生の学び自体を支えてくれる「非認知能力」を育むためにはどうすればよいのか。

子どもが「楽しい」「おもしろい」と感じる5つの環境づくりが重要です。

- ①挑戦できる環境
- ②試す・変化を感じる環境
- ③関わり創造することのできる環境
- ④力を出し切れる・発散できる環境
- ⑤ほっと一息つける環境

園内では、0歳から5歳まで育ちの段階に関わらず自由に探索できることが大切です。大きい子どもの姿を小さい子どもが見ることができ、多くのことを学びます。



保育者として関わり・支援

0、1、2歳児の非認知能力はまだ未分化で渾然一体となっている時期です。様々な能力の根っこが育ち始めるこの時期、子どものことを信じ、見守ってくれるあたたかな保育者の関わりが重要です。

どうすればだれもが安心して集中して遊べるか、安心感是非認知能力を育むもと。安心できる保育者の関わりが重要です。

これは、就学前までに完全にできるようになる、できるように育てなくてはいけないなどという到達目標ではありません。こども園では0歳児からの保育で生まれ、3、4歳児からの指導・支援を経て、5歳児の生活のいろいろな場面で見えてくる姿であり、これからも育っていく姿です。

小学校教育との接続

保育や幼児教育において育まれた姿は、その後の小学校教育へとつながっていきます。小学校へ子どもたちの育ちを伝える〈園児指導要録〉を作成する際に教育・保育要領に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）を小学校と共有することで、小学校側がより具体的に子どもたちの育ちの様子を理解することができます。



3 結びに

子どもが自ら育っていくには、室内、園庭の環境整備が欠かせませんが、環境を整備するうえで最も重要なのは安全性の確保と保育者の安心です。

安全と安心を担保された、子どもが自ら育っていくのに必要な5つの環境を整備し、就学前には生活のいろいろな場面で10の姿が垣間見え、その後の小学校、中学校教育へと繋がり、思いやりと意欲のある大人になって社会を担ってほしいと思っています。



地域における公益的な取組について 「ともに生きる」地域づくりのために

(青森県)

社会福祉法人東幸会

障害者支援施設東幸園 副園長 **工藤 知輝** (障 - 43期、No.5733)



1. 法人・施設について

社会福祉法人東幸会は青森県八戸市にて平成6年3月に設立され、今年で開設25周年を迎えました。八戸市の人口は現在23万人で、高齢化率は27.8%と、全国平均よりも数%高く、今後はより、平均との差が顕著に現れてくると見込まれています。設立当初は、成人を迎えた重度の知的障害者の生活をサポートする場所が無かったため、住まいや日中活動の場の提供を目的とする施設の必要性を痛感していた工藤武氏と伊藤友子氏(現理事長)によって、平成7年4月に精神薄弱者更生施設(現障害者支援施設)東幸園が開設されました。8年後にはショートステイとデイサービスを併設した特別養護老人ホームを開設し、多角化した経営をスタートしています。現在は、障害福祉分野では施設入所支援50名、生活介護50名、短期入所2名、日中一時支援2名、相談支援事業所及びグループホームにて共同生活援助12名の事業を行っています。また、高齢福祉分野では特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援事業所及び小規模多機能ホームの事業を行っています。

数年前から障害者の高齢化に伴う介護を含んだ支援や医療ケアの難しさを体感しており、

介護保険への切り替えが検討されました。昨今、社会福祉法人同士の連携や合併という言葉を見聞しますが、障害者であり高齢者でもある方の入居先を確保することは難しく、自法人内での連携強化も考え、中・重度の障害を持っていても多様な活動が可能なグループホームを開設しました。このことから、障害者支援施設から特別養護老人ホームへ入所にした事例も生まれています。さらに昨年より、表題でもある公益的な取組に向けて、グループホームに併設した地域交流ホールを開設しました。以後、公益的な取組について当法人の事例をあげながらまとめていきます。



2. 地域における公益的な取組とは

すべての社会福祉法人は、その高い公益性に鑑み、平成28年改正社会福祉法において「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」（第24条第2項）と責務として規定されるようになりました。

当施設では「ともに生きる」をテーマに、障害者だから、健常者だからという枠を取り払って一緒に暮らすことを応援するノーマライゼーションの実践の場として、利用者の人生の一部であることを自覚し深く寄り添う支援を心掛けてきました。しかし、自然豊かで静かな施設の立地であるが故に、地域社会とは少し離れており、その機能を十分に果たしていないと感じていました。これまでは、自法人の地域における公益的な取組としては、地域住民の参加が可能な行事や介護・福祉相談会の開催、実習生の受入れ等を行っていました。しかし、発信力が低く、より広い範囲の方々に知ってもらう必要があると感じていました。

その後、平成30年の改正社会福祉法第4条第2項「地域生活課題」が規定されたことにより、法律にやわらかさが加わることで法人の活動範囲を広げることが可能となりました。しかし、制度が充実したとはいえ、地域とのつながりが弱く、どのような悩みがあり何を必要としているかを探ることは難しい課題となりました。

3. 地域交流ホールの立ち上げ

当施設のある地域性として、高齢者の多くが生まれた時から地元に住み、独自のコミュニティを構成しており、中間層は都会への進出により多くありません。また近年では、マイホーム建設

の増加に伴い、核家族世帯が増えています。以上を踏まえ、高齢者が買い物の行き帰りに立ち寄れる場所や子育て経験の少ない親たちが交流できる場所、また、当施設の利用者が栽培した野菜を地域の方に販売できる場所が欲しいと以前より考えていました。

地域共生社会の実現や地域における公益的な取組の責務を果たすためには、各種制度にとらわれない取組を行いながら、制度の狭間にいる方々のサポートが重要となります。まずは法人・施設と地域住民とが交流し福祉サービスを必要としている方が気軽に相談出来る拠点が必要と考えるようになりました。

その後、平成30年のグループホーム事業拡大に合わせ「地域交流ホール」を立ち上げ、無料開放し、当法人・施設を知っていただき、頼りにしてもらうことで、住民主体の地域づくりの推進に必要な働きかけや支援を行っていかうと考えました。そして、地域の福祉相談窓口として、相談し解決できるネットワークがあることを知ってもらい、当法人を活用していただきながら、地域の困りごとをみんなで解決することが出来る街を目指すことを決意しました。

4. 地域交流ホールの活動

地域交流ホールは、卓球台3台をおける体育館のような仕様で、キッチン、キッズスペースを備えたバリアフリーの施設です。電気や冷暖房などすべて無料です。現在は0歳から高齢者まで趣味活動や健康体操、スポーツ大会に向けた練習など、様々な目的を持った方々に利用していただいています。また、「ふれあいカフェ(子ども食堂)」を月に1回開催しています。この運営には寄附金を使用しています。

子ども食堂の勉強会において、他の法人の子ども食堂では、そこに参加すると貧乏人だと思われたり、いじめの対象になったりするという

理由で、低額や無料のサービスというのは本当に必要だとしても活用しにくいサービスであり、敬遠されるとの意見がありました。このことを踏まえ、当法人での子ども食堂は障害の有無や年齢を限定しない共食の場として活動し、名称はふれあいカフェとしました。参加は無料です。

以下に、地域交流ホールの活動を通して社会福祉法人としての存在意義を感じた事例を紹介します。

(事例1)ふれあいカフェを開催する中で、相談支援事業へとつながった事例。

参加者であったAさん(相談者)の娘は、ひきこもりがちで精神障害もあり、以前から子に手をあげる等の行為があり、その子が不登校になり、祖母一人では抱えきれない事態に陥っていました。しかし、3人でふれあいカフェに参加する度に、職員やボランティア、参加者との交流の中で変化が見られ、娘が子に手をあげることがなくなったと聞きました。その後も参加を続けた後、Aさんの娘はデイサービスへ通うことが出来るようになり、子も学校へ通えるようになり、今では友達を連れてふれあいカフェに参加しています。

(事例2)地域の一人暮らしの方とグループホームの利用者との事例。

認知症の症状がみられるBさんとは、野菜販売を利用していただいたところから交流を持つようになりました。Bさんが一人暮らしであることを

知った私たちはふれあいカフェを薦め、参加してもらうことで表情に違いが見られ、Bさんのお話によると仕事をするようになったとおっしゃっていました。また、何度か参加する中で、グループホーム利用者のCさんとオセロをする機会がありました。Cさんは、40年の入院生活をし、グループホームに入居することとなった方です。Bさんは時折、オセロのやり方が分からないしぐさを見せることがありましたが、Cさんが的確にアドバイスをしながらゲームを楽しむことができていました。その時のCさんは頼られていることを実感し生き生きとしているだけでなく、Bさんもとても楽しげな様子が見られました。普段は支えられる側が支える側になった普段の支援の中では見られない貴重な経験ができ、私自身も学ばさせていただきました。

(事例3)共働きの親をもつ小学1年生の放課後活動の事例

今年度に入り、小学1年生の子と母親がホールに来訪し、子が留守番を怖がり、学校に行きたがらない、一人っきりになる自宅に帰りたくないため、仕事が終わって迎えに来るまでの間、ホールにいてもよいかと相談を受けました。両親は働いているため、母親が仕事を休み、学校帰りに迎えに行く生活が続いていて、仕事のままならぬが、親から離れるのを嫌い預ける先もなく今後の見通しが立たないと深刻に悩んでいました。



小学5年生の兄がいるため、夏休みには留守番の練習が出来るということで、それまで受け入れることにしました。放課後は小学生から高校生までがホールを利用しており、職員がそこに混じり一緒に遊ぶことでその子も交流を図るようになり、職員や他学年の子どもたちとすぐに打ち解けていました。母親もその様子に驚いており、また、母親にも余裕が持てているように感じています。

5. 終わりに

制度の狭間にあるニーズへの私たちの役割は、自法人・他法人問わず社会資源と繋ぐことであり、今後の欠かせない福祉ツールの一つとなります。障害福祉分野では、地域社会へ参加することは、重度となればなるほど難しい傾向

にあります。また、共同体の機能が脆弱化した中で、地域の関係性の欠如も数年で解決出来る問題ではありません。しかし、地域の活動拠点として地域交流ホールを運営し続けることで、当法人の理念でもある利用者・事業所・地域の共存共栄に寄与することが実現され、住みよい福祉の街として地域を活性化させられると信じています。制度上の福祉サービスの提供のみならず、地域全体で福祉を行うネットワーク作りを推進しながら、表面化した課題の解決に積極的に取り組み、本来のサービスを損なわないよう一層の経営努力をし、社会福祉法人にしか対応が出来ない困りごとを汲み上げ、多方面と連携を取りながら活気溢れる地域の一部になりたいと考えています。

地域における公益的な取組について 福祉コミュニティの新たな拠点づくりを目指して

(茨城県)

社会福祉法人身障者ポニーの会

ポニーの家多機能 施設長 岡田 英美 (障-43期、No.5735)



1. はじめに

社会福祉法人 身障者ポニーの会は、1994年(平成8年)「地域の中で仕事や活動を通して生きる喜びを見出し、社会参加を目指す」、「利用者一人ひとりが目標を持ち、能力を生かした向上を目指す」ことを当会の理念に掲げ、障害者の支援活動を開始しました。

当法人の経緯や施設の概要、当法人が果たしてきた社会福祉施設としての活動、次いで福祉コミュニティの新たな拠点づくりを目指して当法人の「地域における公益的な取組」の順ついで報告させていただきます。

2. 法人の経緯

平成8年、重度の身体障害者に「生きがいの場」を提供することを目的として、近くの公民館



に保護者5名が集まり、重度身体障害者の支援活動を始めました。

平成11年、小規模作業所として運営を開始し、平成14年、社会福祉法人を設立しました。当時、少子化により生徒数が減少した市内の近隣小学校の空き教室2部屋を借り、小規模通所授産施設として定員19名でした。作業は、さらしの布巾にステンシルの型染を行いました。利用者が自ら型染の筆も持つことができない状況であり、ボランティアが利用者に手を添えて作業を行いました。利用者自身の体力を考慮しても1週間に1日～3日通所するのが精一杯の方ばかりで、毎日定員割れの日々が続きました。

平成18年4月、障害者自立支援法の施行と同時に取手市から廃園となった幼稚園の跡を利用することになり、「障害福祉サービス事業所ポニーの家(就労移行支援・自立訓練)」多機能型定員36名で指定を受け、第一種社会福祉事業と小規模通所授産施設を併設し、知的障害者の利用者も受け入れました。

平成19年4月、小規模通所授産施設から生活介護事業に移行し、平成21年、就労移行支援サービスを終了した方の就労継続支援B型事業を開始し、多機能型(就労移行支援・自立訓練・生活介護・就労継続支援B型)定

員50名となりました。

平成23年、「親亡き後」の利用者の生活を
勘案し、「ケアホーム夢未来(グループホーム)」
(7名×2ユニット定員14名)を開所しました。併
せて、相談支援事業所キャンディも開所し、地
域の障害者のサービス利用計画作成等を行うこ
とで地域の福祉課題が見えてきました。

さらに利用者が増えて施設が手狭になったこ
とから、環境改善のために本館を建設し、新た
な事業所として「ポニーの家生活介護」(定員
20名)の通所事業所の指定を受けました。「障
害福祉サービス事業所ポニーの家」は「ポニー
の家多機能」(定員50名)と改称し、通所事
業所の利用者合計は70名となりました。

3. 施設の概要

(1)「ポニーの家生活介護」(定員20名)

重度の肢体不自由の利用者および重度の知
的障害の利用者にサービスを提供しています。
職員は利用者1.7人に対し1人の職員を配置し
て、コミュニケーションがとれない利用者でも、ど
んな時に笑顔がみられるか表情を汲取りながら
支援を行っています。作業可能な利用者は、割
り箸を袋に入れる作業やペットボトルつぶし、ビー
ズ通し等の作業を行っています。

(2)「ポニーの家多機能」(定員50名)

就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、生
活介護、就労継続支援B型のサービスを提供
しており、特に就労継続支援B型は工賃向上を
目指し、カフェの営業、焼き菓子製造、農業、
清掃請負等の作業を行っています。

(3)「ケアホーム夢未来」共同生活援助(介護 包括型)(定員14名)

夢棟(女子7名)、未来棟(男子7名)では、
生活環境、食事、プライバシー等に配慮し、
入居者の自主性を尊重した生活ができるように
支援を実施しています。

(4)「相談支援事業所キャンディ」特定指定相 談支援

利用者が直面する問題や困難な事柄を解決
し、地域で安心した生活の実現に向けて「どの
サービスをどのくらい利用したらよいか」等を利用
者、保護者、相談支援事業者、関係施設職
員と情報共有を行い、サービス利用計画等を
作成しています。

4. 取手市周辺地域の状況

取手市は、1970年代から1980年代にかけ
て東京都心のベッドタウンとして開発されて人口
が増加しました。しかしながら、1995年をピーク
に、都心回帰や、子どもが成長し家を離れるケ
ースも多く見られ、人口は年々減少傾向です。一
方で世帯数は増加し、少数世帯化・少子高齢
化がさらに進み、現在の人口は約10万7千人
で、65歳以上が33%を占めており、高齢化率
が高い地域です。

なお、取手市の障害者手帳保有者の総人口
に対する比率は、4.4%(29年度)と毎年増加傾
向であり、特に精神障害者の割合は高い伸び
率を示しています。

当施設は、取手市南東の高須地区という平
坦な田園風景が広がっている農家の多い場所
に位置しています。施設周辺の高齢化率は
37%で市内でも高い地域であり、多くの高齢者
はこれからの高齢期をいかに健康で生きがいを
もって元気に過ごすか、といった高い健康意識
を持っています。

5. 当法人の地域における公益的な取組に ついて

平成18年4月、現所在地に移転した当時は
地域の方との関りがほとんどなく、「地域の方に
当法人を受け入れて頂くためにどうすべきか」の
視点で取り組みました。

(1) 地域との交流

最初に、地域の方に当法人を知っていただくために、イベントへの勧誘を行った結果、毎年9月に「ポニーフェスティバル」を開催し、模擬店や当法人で作っているパン、クッキー、手工芸品販売、ゲーム、ワークショップ等に参加していただいています。また、毎年2月には、「ふれあい交流会」（施設の利用者の音楽発表会）、4月には施設の送迎車を利用して「お花見会」を開催し、地域の方を招待することで交流を図っています。

なお、地域で開催されるイベントには積極的に参加することで、イベントのお手伝いを通して親交が深まりました。

(2) 地域の活動拠点としての「PONY'S SALON」について

・手芸サロン

平成26年7月、社会福祉法人制度改革の動向を見据えて地域の方が集う場所を提供するために「手芸サロン」を立ち上げました。毎週火曜日午前10時から午後3時までの都合の良い時間に参加していただくこととし、当初は、2～3人程度でしたが、今では10名を超え、楽しくコミュニケーションを交えて手芸を楽しんでいます。

・シルバーリハビリ体操

4年前から手芸サロンを開催してきましたが、

参加者は女性だけでした。地域の男性にも是非サロンに参加してもらいたいと考え、高齢化率の高い地域での取り組みを考慮し介護予防のために月1回「シルバーリハビリ体操」を開催しています。今後も高齢者の介護予防や居場所づくりに貢献したいと考えています。

(3) 福祉避難所として登録

東日本大震災の際、取手市も大きな揺れを経験したことから、災害時要援護者のために、法人として役立つことはないかと考え、「福祉避難所」として取手市と契約を交わしました。

福祉避難所は避難者のために、より専門的な支援や援護が必要であり、物資、器材、人材、移動手段の確保や避難者の安全が大切です。大震災の経験を活かし、災害時の緊急体制を整備し、避難所運営や支援等の対応について、職員に対し防災士の資格取得や地域貢献ができるよう指導しています。

(4) 食事提供の場として施設を開放

毎年8月には3日間施設を開放し、地域の方の食事処としてワンコイン(500円)での食事の提供や、地域の新年会などにも開放しています。食事の提供は就労継続支援B型サービスの利用者が厨房に入って仕事をするすることで、障害者もやりがいを感じています。



(5) とりでコミュニティケア勉強会への参加

取手市内で働く福祉職の高齢・障害・児童等の福祉分野の垣根を超えてつながりづくりを目的としての勉強会です。「地産地消」を合言葉に地域で起きている問題についての事例検討会や講師を招いての勉強会に施設職員も参加し、地域の問題を共有するとともに職員のレベルアップを図っています。

(6) 取手市の地域支え合いづくり推進協議会の活動に参加

地域包括ケアシステムの構築に向けた道筋の支援として、地域支え合い推進協議会の活動に3年前から参加しています。各地域で井戸端会議を開催し、地域の困りごとを拾い上げ、協議会のメンバーが課題を認識し、住民が主役となって解決に向けての仕組みづくりを目指して活動しています。

6. 今後の取組について

今後さらに地域に貢献するため、「福祉コミュニティの新たな拠点づくりを目指して」の取り組みは、「地域の困りごと相談窓口」の開設です。当法人には、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、管理栄養士等の専門知識を持った職員が勤務しており、相談支援事業所も行っています。その専門分野や経験を活かして「お困りごとの相談窓口」を開設したいと思っています。そのため日々変化する地域のニ-

ズを見極め、法人の進むべき方向に舵を取り、人材育成に注力し職員一人一人が自らの果たす役割を理解し、力を出し合うことでより地域貢献できる法人に成長していくと考えています。



平成25年3月14日

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

日本福祉施設士会

第1章 「福祉施設士」資格とは

(1) 「福祉施設士」資格の創設目的

○「福祉施設士」資格は施設運営(経営)上必要な知識を体系的に学ぶことで運営(経営)管理に欠かせない専門的な知識を習得し、福祉施設長の質向上を図ることを目的に、昭和51(1976)年に創設されました。

※昭和51年に第1回「福祉施設士講習会」(現在の福祉施設長専門講座)が開催されました。前年(昭和50(1975)年)に全国社会福祉協議会・福祉専門職小委員会がとりまとめた「社会福祉施設長など職員の資質向上策について」の中では、「社会福祉施設の運営管理の業務について、適正な運営をはかるべき施設長など幹部職員は、その特殊性に立脚した管理の専門知識を修得することは急務」との問題意識が示され、その対策(専門知識を修得する場)として講座は企画されました。

○福祉施設長の質向上を図るためには、“資格取得時のただ一度の学び”では十分ではなく、継続的な学びが必要であるとの問題意識より、講座修了生の団体として「日本福祉施設士会」が昭和54(1979)年に発足しました。

○資格創設当時は、福祉施設長の質向上を図る仕組み、学ぶ意欲をもった福祉施設長およびその候補者に向けた体系的な研修機会は皆無でした。平成25(2013)年で講座開始から37年、会発足から34年が経ちますが、いずれも体系的な学びの場を求める福祉施設長に向けた研修機会確保をはじめ、福祉施設長の質向上への役割を着実に果たしてきました。

(2) 福祉施設士に求められること

○本会の運営内規(第2条)では、「**会の目的**」を「『福祉施設士』資格を有する者が、社会福祉施設運営管理の専門職として、資質の維持、向上のための生涯研修ならびに、福祉施設職員等の養成研修につとめ、もって施設福祉と地域福祉の推進に寄与し、かつ『福祉施設士』資格の社会的認知を資すること」と規定しています。

○本会は昭和58(1983)年に、会員(福祉施設士)が守るべき基本的な行動を定めるものとして「**倫理綱領**」を設けました。

〔日本福祉施設士会「倫理綱領」(昭和58年11月決定、最終改定平成21年3月)〕

1、福祉施設士は、利用者の基本的人権を尊重し、国民福祉の向上に努める。

- 2、福祉施設士は、福祉施設運営の質的向上に努め、利用者中心の福祉サービス充実を図る。
- 3、福祉施設士は、地域福祉向上のため、積極的にその役割を果たす。
- 4、福祉施設士は、社会福祉における専門家としての自覚をもち、創造性と開拓性を発揮すべく自己の研鑽に励む。

内容は、福祉施設士の ①利用者や社会への姿勢、②経営・管理する法人・施設への姿勢、③法人・施設がある地域への姿勢、④管理者としての自身の姿勢、といった福祉施設士としての基本的な姿勢を定めたものです。

(3)「福祉施設士行動原則」とりまとめの目的

- 会発足当時と比べ社会・経済状況が変わるとともに、社会福祉を取り巻く状況も大きく変化しました。福祉施設経営の面でも、利用者にサービスを提供するうえでなくてはならないことや、組織を運営するうえで整備しなくてはならないことにとどまらず、社会的な要請等を背景に求められることも増え、その範囲は広がっています。それにとともに、福祉施設長が取り組むべき課題も増えています。
- 加えて、高齢化の進行や家庭・地域環境の変化により福祉サービスの利用者が増え、あわせて福祉従事者をはじめとしたステークホルダー(利害関係者)も多様化しました。福祉施設(事業所)の数も、第2種社会福祉事業を中心に社会福祉法人以

外の主体による小規模なものが増えていきます。

- 規制緩和を志向する考え方に基づく「福祉施設管理者の要件を緩和するべき」との意見がある一方で、利用者の権利侵害や過度な利益追求に走る事業体の例も散見されます。

- 以上の現状からも、福祉施設の質を左右するキーパーソンである福祉施設長の質の確保・向上を図ることが必要であり、福祉施設士がその実現に主たる役割を果たしていくべきと考えます。福祉施設士がいる福祉施設は安心・安全なサービスが行われているとの評価を得ていくことこそ、福祉施設士資格の認知向上につながるものです。

- 福祉施設長の質向上をめざす体系的な学びの場たる「福祉施設長専門講座」や「日本福祉施設士会」は、30余年前の創設時以上に必要とされる環境にあると考えられます。福祉施設長専門講座を受講することでの研鑽、日本福祉施設士会会員としての地域・社会での活躍が、これまで以上に求められます。

- 今あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を会員一人ひとりが再確認し、その自覚的な取り組みを促進するための指針(「福祉施設士行動原則」)をとりまとめることとします。

第2章 「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

○あらためて「福祉施設士」資格および「日本福祉施設士会」の目的を確認し、会員一人ひとりの行動の指針として、本章では会員（福祉施設士）に求められる**行動原則**（「**福祉施設士行動原則**」）を整理します。

○内容は、本会「倫理綱領」の4項目を基本とします（第1章(2)参照）。倫理綱領が定める基本的な姿勢に即して、それぞれ福祉施設士が利用者や社会等に向けて求められる行動を明示するものです。

「福祉施設士行動原則～6つの姿勢と12の行動～」

<「利用者や社会」に対して>

1、利用者への姿勢

行動① 安全で良質なサービスを継続的かつ安定的に提供する

行動② 利用者の権利を尊重した支援を展開する

2、社会への姿勢

行動③ 透明性を高め積極的な情報公開・提供を進める

行動④ 公益性に相応しい体制を整備し、効果的・効率的な組織運営を進める

<「経営・管理する法人・施設」に対して>

3、組織への姿勢

行動⑤ サービスと組織の改善を続ける

行動⑥ 新たな課題に挑戦する

4、職員への姿勢

行動⑦ 福祉人材の育成に努める

行動⑧ 働きがいのもてる職場を作る

<「法人・施設がある地域」に対して>

5、地域への姿勢

行動⑨ 地域の福祉課題に積極的に取り組む

行動⑩ 関係機関と協力し地域を支える主たる役割を担う

<「管理者としての自身」に対して>

6、自己への姿勢

行動⑪ 学びを続けることで自己の成長をはかる

行動⑫ 実践を重ねることで信頼を積み上げる

あんな

日本福祉施設士会 6～7月の活動報告

日付	内容
6月25日(火)～26日(水)	第24回「福祉QC」入門講座
7月4日(木)～5日(金)	第41回全国福祉施設士セミナー福岡大会
7月29日(月)～30日(火)	施設長実学講座(第1回)「働き方改革と施設長の人事労務管理」

第24回「福祉QC」入門講座

6月25日から26日の2日間、第24回「福祉QC」入門講座を開催し、92名の参加がありました。

本講座は、これから「福祉QC」活動に取り組む職員や「福祉QC」活動を始めて間もない職員を対象として、講義と演習により、「福祉QC」活動の概要と基本的な展開方法を学ぶものです。

研修指導は、本会「福祉QC」全国推進委員会委員が研修講師を分担して務め、グループ演習においてもいねいなアドバイスが行われました。

冒頭に講義を行った杉啓以子「福祉QC」全

国推進委員長は、活動に取り組む意義としては、自身と職場と法人に効果があり、支援の質の向上を図ることは、支援される人、その家族、その施設、その地域にも好影響をもたらすと話されました。

続いて行われた「福祉QC」活動モデル発表では、昨年度、「福祉QC」全国発表大会において最優秀賞を受賞したQCサークル「お助けマン(香川県・介護老人保健施設ヌーベルさんがわ)」による実践発表がありました。

その後行われた講義と演習では、現状把握、目標の設定、要因の解析、対策立案・実施、



杉委員長による講義の様様



演習の様様

効果の確認と歯止めといった実際のQCストーリーに沿ってグループごとに学びを深めました。

そして2日目の午後は、グループ活動の成果について振り返りを行いました。

第41回全国福祉施設士セミナー福岡大会

巻頭の記事をご覧ください。

施設長実学講座(第1回)「働き方改革と施設長の人事労務管理」

7月29～30日の2日間、全社協議室(東京都千代田区)において、令和元年度施設長実学講座(第1回)を開催しました。今回は「働き方改革と施設長の人事労務管理」をテーマに、全国から48名の参加がありました。

両日とも、株式会社あいそれいゆ代表取締役で特定社会保険労務士の山田芳子氏より、働き方関連法の動向や人事労務関係法や労務管理の基礎知識、職場内のメンタルヘルス、ハ

ラスメント対策、魅力ある職場の創り方等について、講義と演習を行いました。

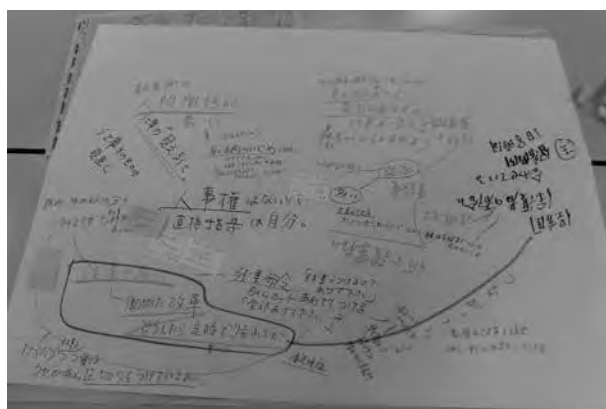
参加者からは、「働き方改革に関する諸制度の直近の情報を得ることができ参考になった」、「ハラスメント対策は今後しっかりと対応すべきと感じた」「職場の雰囲気作りは職員の定着にたいへん有効であることを実感した」といったアンケート回答が寄せられる等、成功裏に終了しました。



講師の山田芳子先生



演習の様様



働き方改革における施設の課題を模造紙に書き出し、その解決方法を見つけ共有を図った。

厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」
(地域共生社会推進検討会)の中間とりまとめができましたのでその概要を掲載いたします。

「地域共生社会に向けた包括的支援と 多様な参加・協働の推進に関する検討会」 (地域共生社会推進検討会)

中間とりまとめ(概要)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行

改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

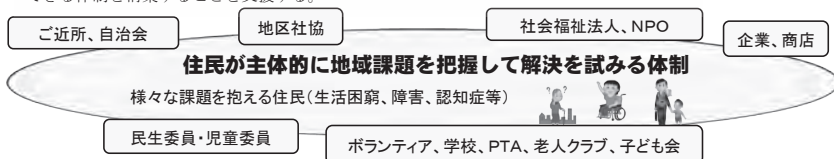
※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みるができる体制を構築することを支援する。

住民に身近な圏域



平成31年度予算	28億円(200自治体)
平成30年度予算	26億円(150自治体)
平成29年度予算	20億円(100自治体)

地域における他分野
まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、環境、社会教育、交通、都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

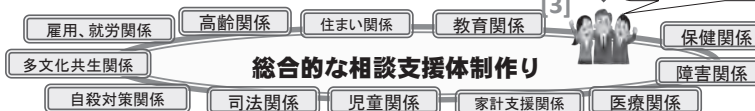
- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

市町村域等

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



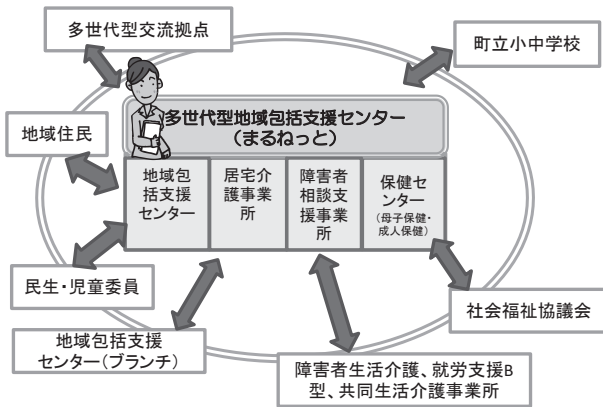
ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制づくりの推進。

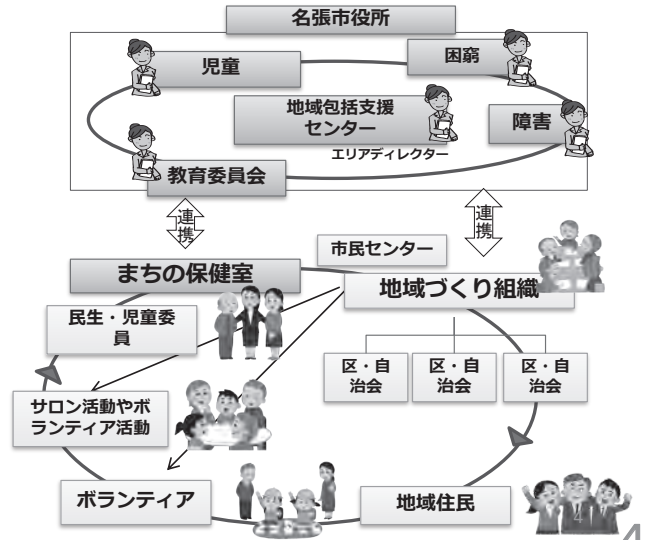
秋田県小坂町の例（総合相談窓口を設置）

- 地域包括支援センター(介護)をベースとして、障害、母子保健・成人保健の機能を統合し、多世代型地域包括支援センター(「まるねっと」)を設置し、住民からの様々な相談にワンストップで対応する体制を整備。
- 地域包括支援センターのランチ、多世代交流拠点、社会福祉協議会等に相談員を配置し、町内の様々な場所で相談を受け付け、「まるねっと」が集約して対応。



三重県名張市の例（複数の連携担当職員を配置）

- 複雑・複合化した事例に対応する連携担当職員(「エリアディレクター」)を複数部署(※)に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 「地域づくり組織」を基盤として、地域における支えあい活動など地域の自主的な活動を推進



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	<ul style="list-style-type: none"> ● 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ● 正職員のうち、保健センターや地域支援事業(介護予防事業)を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 <p>⇒会計検査において、地域支援事業(包括的支援事業)とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。</p>
B市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター(委託型)を高年齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ● 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、2ヶ月間タイムスタディ調査を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計(多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金)から支出。 <p>⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。</p>
C市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 <p>⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。</p>

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

6

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

令和元年6月29日「第2回2040年を展望した
社会保障・働き方改革本部」提出資料
(一部抜粋)

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来の夕テワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①丸ごと相談(断らない相談)の実現、②地域共生に資する取組の促進、③高齢者も障害者も利用できるサービスの推進について検討を行う。

I 丸ごと相談(断らない相談)の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討(制度別に設けられている各種支援の一体的実施)

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」(社会参加・就労支援、居住支援など)
- ・地域における伴走体制の確保

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

7

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

1 設置の趣旨

共同体の機能の一層の低下、人口減少による地域の持続への懸念などの近年の社会の変化や、地域の実践において生まれつつある新しい価値観の萌芽を踏まえ、今後の社会保障制度のあり方をどのように考えていくかという、中長期的な観点も念頭に置きつつ、当面の課題として、平成29年介護保険法等改正法の附則に規定される公布後3年（令和2年）の見直し規定に基づく、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進する方策について検討を進めるため、有識者による検討会を開催する。

2 主な検討項目

- ・ 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備のあり方
- ・ 地域共生社会の実現に向け、中長期の視点から社会保障・生活支援において今後強化すべき機能 等

3 構成員（敬称略・五十音順）

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる	センター長	田中 滋	埼玉県立大学	理事長
池田 洋光	高知県中土佐町長		知久 清志	埼玉県福祉部長	
池田 昌弘	NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター		野澤 和弘	毎日新聞	論説委員
	理事長		原田 正樹	日本福祉大学	副学長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう	理事長	平川 則男	日本労働組合総連合会	総合政策局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会	理事長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科	教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会		本郷谷 健次	千葉県松戸市長	
	半田市障がい者相談支援センター	センター長	宮島 渡	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	代表
菊池 馨実	早稲田大学法文学部	教授	◎宮本 太郎	中央大学法学部	教授
助川 未枝保	船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター	センター長	室田 信一	首都大学東京人文社会学部人間社会学科	准教授
立岡 学	一般社団法人パーソナルサポートセンター				
	業務執行常務理事		(◎：座長)		

4 審議スケジュール・開催状況

(第1回) 2019年5月16日(木)	地域共生社会に向けた検討の経緯・議論の状況について
(第2回) 2019年5月28日(火)	関係者からのヒアリング等
(第3回) 2019年6月13日(木)	包括的な支援について①
(第4回) 2019年7月5日(金)	包括的な支援について②
(第5回) 2019年7月16日(火)	中間とりまとめ案について

※ 本検討会は、社会・援護局長の下に置くこととし、庶務は地域福祉課において行う。

8

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 中間とりまとめ(抄)

1 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 今後、福祉政策の新たなアプローチの下で制度を検討する際には、現行の現金・現物給付の制度に加えて、**専門職の伴走型支援**により地域や社会とのつながりが希薄な個人をつなぎ戻していくことで**包摂**を実現していく視点・**地域社会に多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を進める視点**の双方が重要であり、これらが相まって地域における重層的なセーフティネットとして機能する。
- 福祉の対人支援においては、従来の具体的な課題解決を目的とするアプローチと併せて、**つながり続けることを目的とするアプローチの機能の充実**が求められる。

2 具体的な対応の方向性

(1) 包括的支援体制の整備促進のための方策

- **福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制**は、大きく以下の3つの機能を一体的に具えることが必要であり、そのような体制の整備に積極的に取り組む市町村に対して、国としても政策的な支援を行うべきである。
 - ・ 断らない相談支援
 - ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- このような包括的支援体制を、各市町村がそれぞれの状況に合わせて整備することを後押しする観点から、属性や課題に基づいた縦割りの制度を再整理する新たな制度枠組みの創設を検討すべきである。
- 新たな制度枠組みに対する国の財政支援についても、市町村が住民一人ひとりのニーズや地域の個性性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきである。その際、従来の経費の性格の維持など、国による財政保障の在り方にも十分配慮すべきである。

(2) 多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- 地方創生施策やまちづくり施策など他の分野との連携を進めていくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全などの関係者が相互の接点を広げ、**地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築**するとともに、「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野の関係者が協働し地域づくりに向けた活動を展開することのできる方策を検討すべきである。

3 今後の主な検討項目

- ・ 参加支援の具体的な内容
- ・ 包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・ 広域自治体としての都道府県の役割
- ・ 保健医療福祉の担い手の参画促進

9

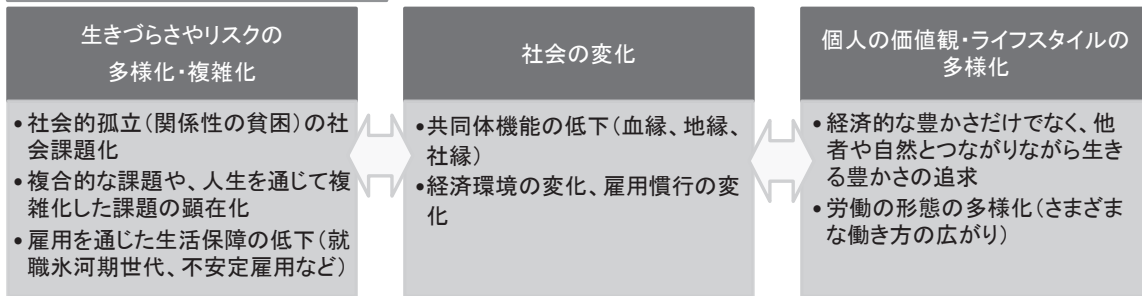
個人を取り巻く環境の変化と今後強化すべき機能
(新たな福祉政策のアプローチ①)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

これまでの社会福祉政策の枠組みと課題

- 日本の社会福祉政策は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、個々のリスク・課題の解決を目的として現金・現物給付を行うという、基本的なアプローチの下で、公的な福祉サービスの量的な拡大と質的な発展がみられ、経済的な意味での生活保障やセーフティネットの確保が進展した。
- 一方で、専門性は高まったものの、対象者別の仕組みとなり、8050問題のような複合的なニーズに柔軟に対応できない、人生を通じた一貫した支援が受けられないといった課題が指摘されている。

個人を取り巻く環境の変化



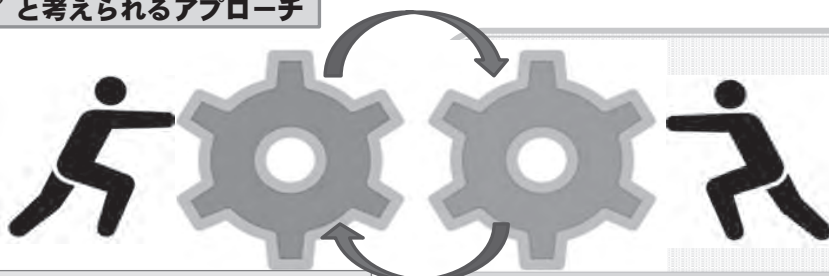
- 元来、個人の人生は多様かつ複雑であるが、近年、その多様化・複雑化が一層進んでいると言えるのではないか。
 - 典型的なリスクに対応する従来の枠組みの延長・拡充のみでは対応に限界があるのではないか。
 - 一人ひとりが、課題を抱えながらも、自律的(※)な生を継続していくことを支援する機能の強化が求められるのではないか。
- (※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

10

対人支援において今後求められるアプローチ
(新たな福祉政策のアプローチ②)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目的とするアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目的とする
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視した制度設計
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目的とするアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることが目的とする
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視した制度設計
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要なのではないか。

11

伴走支援と多様なケア・支え合う関係性の充実によるセーフティネットの構築 (新たな福祉政策のアプローチ③)

令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

伴走支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
(※)自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民同士のケア・支え合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

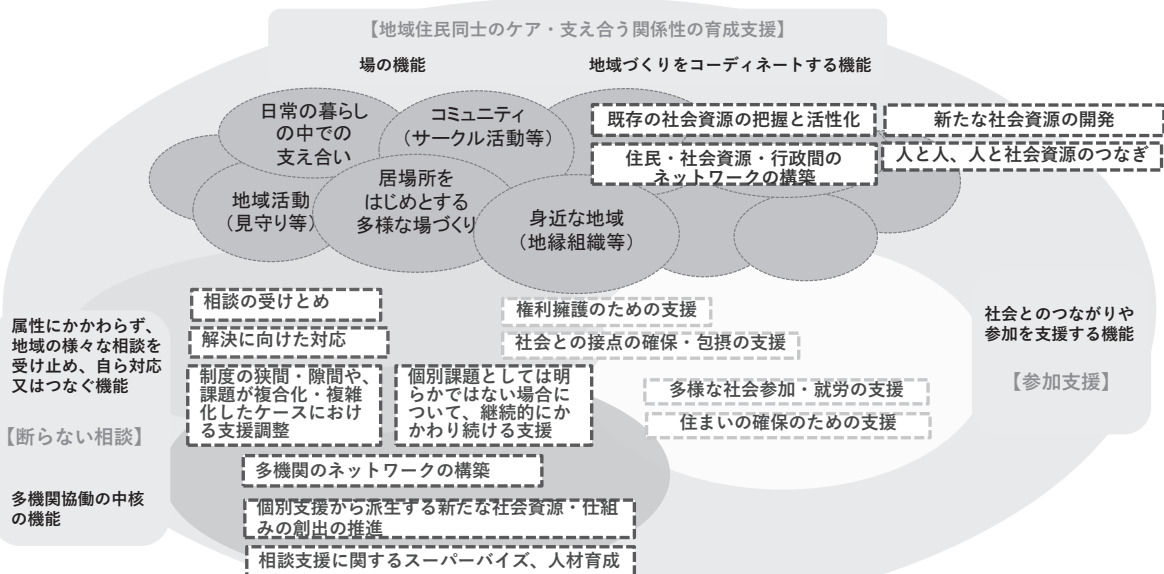
- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域住民のケア・支え合う関係性が生まれる
 - ー専門職による伴走支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらの関係性が重なり合い、そして関係性同士が繋がっていくことで、地域におけるセーフティネットが充実していくのではないか。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要ではないか。

12

新たな包括的な支援の機能等について

令和元年7月16日「第5回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で参加支援(社会とのつながりや参加の支援)や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
 - ー社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - ー地域やコミュニティにおける包摂を目指すことができる。



13

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079力所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) + (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的实施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1/2以内 都道府県 1/4以内 市町村 1/4	×	650市町村	719力所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3	×	415市町村	720力所 (平成30年度交付決定力所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3/4 実施主体 1/4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,324機関 (平成30年4月時点)

14

総合的な包括支援体制の構築のための財政支援のあり方

令和元年7月5日「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

財政支援に関する考え方

- ◆相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性(制度)ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

15

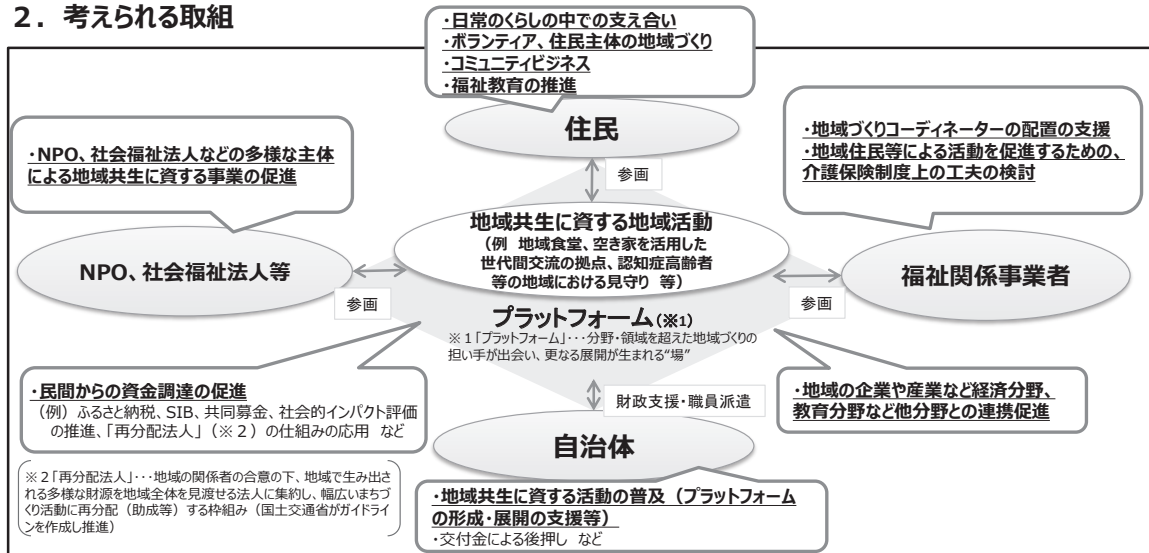
地域共生に資する取組の促進
～多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の普及促進～

令和元年5月29日
「第4回地域共生社会を築くための社会
保障・働き方改革本部」配付資料
(一部改変)

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



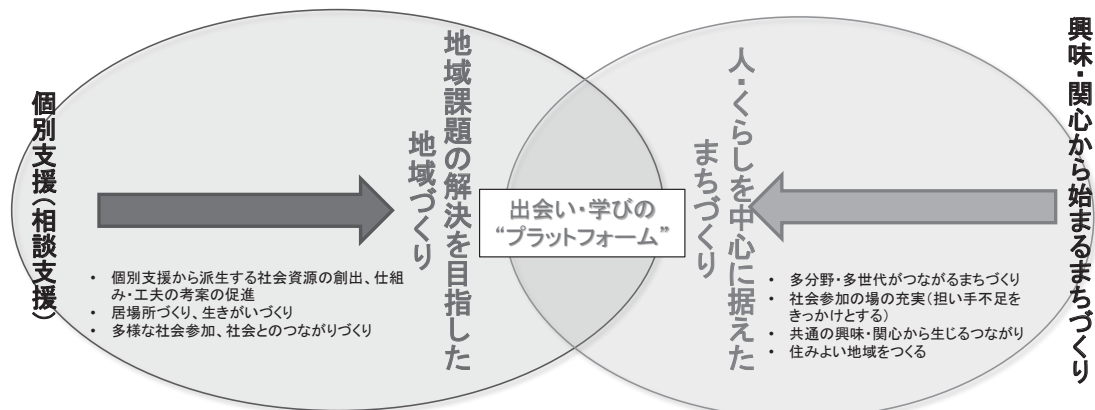
多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

令和元年7月5日
「第4回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料(一部改変)

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



(参考)「経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針)」

(経済財政運営と改革の基本方針2019(骨太の方針))(令和元年6月21日 閣議決定)

⑤ 共助・共生社会づくり

(共生社会づくり)

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。
地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設の検討を含め、取組を強化する。

18

(参考) まち・ひと・しごと創生基本方針2019

(まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定))

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(3) 地域共生社会の実現

<概要>

誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、困難を抱える人を含め、一人ひとりの多様な社会参加と地域社会の持続の両方を実現する「地域共生社会」を目指す。そのため、包括的な支援体制の構築を推進し、地方公共団体の創意工夫ある取組を支援する。

【具体的取組】

◎地域課題を解決するための包括的な支援体制の強化

・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則の規定に基づき、包括的な支援体制の全国的な整備を行うため、モデル事業における課題等の整理を十分に行う。この整理を踏まえ、本年5月に設置した検討会において、断らない相談支援など複合課題に対応できる包括支援や多様な地域活動の普及・促進について、新たな制度の創設を含め、取組強化に向けた検討を行う。

・「地域共生社会」の実現に当たり、2018年の改正後の生活困窮者自立支援法に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。

19

日本福祉施設士会 令和元年度セミナー・研修会のご案内

1. 施設長実学講座の開催(計5回)

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

(第1回)「働き方改革と施設長の人事労務管理について」

令和元年7月29日(月)～30日(火)

(第2回)「法務課題・情報管理について」

令和元年8月26日(月)～27日(火)

(第3回)「虐待防止と権利擁護について」

令和元年9月26日(木)～27日(金)

(第4回)「災害対策と危機管理について」

令和元年10月28日(月)～29日(火)

(第5回)「基礎から学ぶ会計実務(決算含)について」

令和元年12月11日(水)～12日(木)

会場は、全て全社協・会議室(東京都千代田区)、定員は各60名。

2. 会創設40周年記念第41回全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第41回全国福祉施設士セミナー」を開催する。会創設40周年にあたり、九州・沖縄ブロックセミナーと共催する。

テーマ：「今、何をすべきか 社会福祉施設のこれから」

開催期日：令和元年7月4日(木)～5日(金)

会場：福岡県福岡市・ホテル日航福岡

定員：200名

3. 「福祉QC」活動に関する研修会の開催

(1)「第24回『福祉QC』入門講座」

開催期日：令和元年6月25日(火)～26日(水)

会場：全社協・会議室

定員：90名

(2)「第30回『福祉QC』全国発表大会」

開催期日：令和元年11月18日(月)～19日(火)

会場：全社協・灘尾ホール、会議室

定員：160名(40サークルの発表を募集)

社会福祉法人の改革が進むいま、福祉施設長を問う!

全社協ブックレット⑥

変革のなかの福祉施設長

全社協「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書を読む

これからの
福祉施設長の
方向性を考える

■第189回通常国会に提出された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」は、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上などの改革をすすめて、福祉サービスの供給体制の整備および充実を図ることを目的としています。

■本書は、平成27年3月13日に「福祉施設長のあり方に関する検討会」(委員長:潮谷義子 日本社会事業大学理事長)がとりまとめた報告書の全文をはじめ、有識者による福祉施設長への提言、制度改革にかかる関連資料を掲載しています。

■社会福祉法人のあり方が大きく変化するなかにあつて、福祉施設長がもつべき姿勢や態度、役割等、「めざす福祉施設長像(人材イメージ)」が考察できます。



- 全国社会福祉協議会 編
- A5判・126頁 ●2015年5月発行
- 定価 本体700円(税別)

●お申込みは、下記へ●

■全社協出版部受注センター■
TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <http://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書 ●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030164	全社協 ブックレット	⑥変革のなかの福祉施設長	冊数	冊
----------	---------------	--------------	----	---

送付・請求先	ご住所	〒 —			
	フリガナ				
	お名前	幹	02000024	日本福祉施設士会	
	電話番号	()	倉庫	2・1	掛率
			得コード		

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ利用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。
1回のご購入額: 1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

日本の社会福祉

礎を築いた人びと

蟻塚昌克著

制度が十分に整っていない時代、日本の社会福祉を築いた多くの先達たちの実践から、現代の福祉課題に向き合うポイントを学びます。



- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- B5判 ●200頁 ●2019年4月発行
- 定価 本体2,000円(税別)

現代につながる
福祉課題への
向き合い方“とは

制度が十分に整っていない時代、前例がない、法律がない、資金がないなどの多くの困難を突破して、制度の狭間にあってサービスが届いていない人への支援に果敢に取り組み、日本の社会福祉を築いた多くの先達があります。先達たちの実践には、現代の福祉課題に向き合ううえでの多くの共通項があります。本書では、その実践の背景に何があったのか、取り組むうえでのポイントについて、48人の実践を通じて紹介します。社会福祉法人・福祉施設の経営管理者や、地域の福祉課題に取り組む業務を担当している方には、是非ご一読をいただきたい一冊です。

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030185		日本の社会福祉 礎を築いた人びと			冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -				
	フリガナ					
	お名前	幹	02000024	日本福祉施設士会		
	電話番号 () -	旋	倉庫	2・1	掛率	
			得コード			

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。
1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

福祉の職場の マナーガイド ブック 立石 貴子 著



マナーの基本を学ぶ！
福祉業界で働く方の必読本

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 編
- A4判 ● 84頁 ● 2019年3月発行
- 定価 本体**1,000**円(税別)

利用者やその家族とのコミュニケーションを図るためにも、きちんとしたマナーを身に付けることから始めてみましょう。

本書は、はじめて社会人として福祉の仕事に就くことになった方がたのために、最初に身に付けてほしい仕事の基本や職場でのマナーをお伝えする本です。

施設・事業所における新入職員教育の教材として、最適な内容になっています。

【収録内容】 1. プロローグ 2. マナーの基本 3. 言葉遣い 4. 来客応対
5. 電話応対 6. 電子メールとファクシミリの基本 7. クレームや問い合わせの対応

●お申込みは、下記へ●

■ 全社協出版部受注センター ■

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111
E-mail: zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ
※クレジットカード決済にも対応!

福祉の本出版目録

検索

▶▶ <https://www.fukushinohon.gr.jp>

注文申込書

●太枠内にご記入のうえFAXまたは郵送にてお申込みください●

53030184	福祉の職場のマナーガイドブック		冊数	冊
送付・請求先	ご住所	〒 -		
	フリガナ			
	お名前	幹 旋	02000024	日本福祉施設士会
	電話番号	() -	倉庫 得コード	2・1 掛率

●ご記入の個人情報は、次の目的の範囲内でのみ使用させていただきます。
⇒注文確認/商品発送/代金請求/入金確認/新刊案内/商品満足度調査

◎お届けまで1週間から10日ほどかかります(請求書同封)。図書代金のほか、下記のとおり荷造・送料を申し受けます。

1回のご購入額:1,500円未満…400円 1,500円以上…500円 ※ただし、1回のご注文で10冊以上、または1万円以上ご購入の場合は送料サービス

もうお済みですか？

日本福祉施設士会会員メールアドレス登録のご案内

「会員メールアドレスの登録」はもうお済みでしょうか。登録無料、パソコン、スマートフォン、従来型携帯のいずれのアドレスでもご利用ができます。

毎月1日の朝、5分程度で読める「メールマガジン」をお届けします。実務の役に立ち、知識の幅を広げ、そして仲間からの元気が出るメッセージを、手軽に読むことができます。未だお済みでない方は、以下を参照のうえぜひご登録ください。機器の操作にご不安のある方は本会事務局までご相談ください。

お届けする多彩な情報(バックナンバーも読めます)

●「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」の発行(毎月1日)

「今月のチェックリスト」 ※管理者としておさえておきたい経営の“ツボ”

「時事／用語解説」 ※施設種別を超えた幅広い分野の基礎をおさらい

「福祉施設士リレートーク」 ※仕事に元気の出るポジティブリレー

他、福祉制度関連情報、研修情報等を適宜ご案内します。

●研修事業の開催案内(随時発行)

※メールのサイズを抑えるため、ファイル添付はしません。開催要項を掲載した本会ホームページURLをご案内し、受講のポイントをご紹介します。

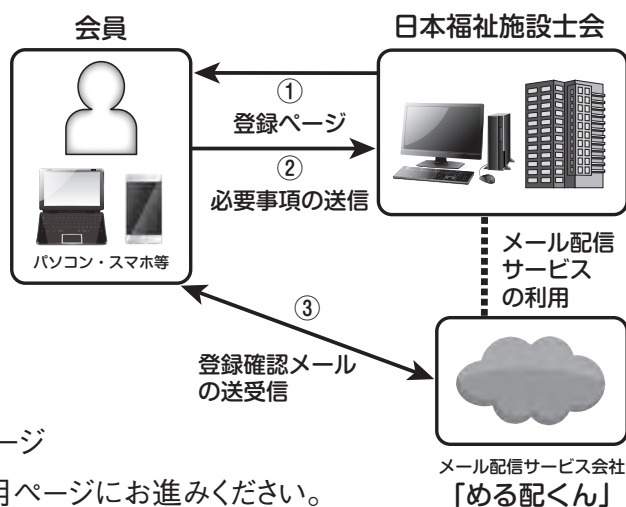
●ブロック・都道府県福祉施設士会事業のご案内(随時発行)

※ブロック・県内の会員に限定送信。

※開催地近隣のブロック・県会員にもお送りする場合があります。

登録手続き方法

- ① 日本福祉施設士会ホームページから専用の登録ページへ進む。
- ② アドレスその他必要事項を記入して送信(この時点では未登録です)
- ③ 記入したアドレス宛に配信サービス会社(める配くん)より確認メールが届き、手続き完了です。



アドレス登録は、日本福祉施設士会ホームページ

<http://www.dswi-sisetusi.gr.jp/> から専用ページにお進みください。

日 程	予 定 事 業
8月26日(月)～27日(火)	施設長実学講座(第2回)「法務課題への対応と情報管理について」 (東京都千代田区・全社協会議室)
9月26日(木)～27日(金)	施設長実学講座(第3回)「虐待防止と権利擁護について」 (東京都千代田区・全社協会議室)

<ご意見・感想の募集について>

会員の皆様からご意見・感想をお聞かせください。

1. 会報の記事へのご意見・感想をお寄せください。

※特集記事、誌上講座にかかるご質問はもちろん、会報へのご意見や提案も受け付けております。

※本会事業に対してのご意見や、本会執行部・他の会員の皆さまへテーマを示した意見交換の提案なども受け付けております。

2. 文字数は、800字以内でお願いします。

3. 電子メールあるいはFAX、郵送にてご提出ください。

電子メールの場合は、日本福祉施設士会事務局(アドレス z-sisetusi@shakyo.or.jp)まで送信ください。

4. 会報発行月(偶数月)の前月(奇数月)の15日までにお送りください。

5. 掲載する場合は、都道府県ならびに会員ご氏名を掲載いたします。

会員名刺の追加発注・修正を受け付けています>>>

異動等による内容の修正はありませんか? 1セット(100枚)2,000円(税込)で承ります。

異動の連絡はお早めをお願いします>>>

在籍施設の異動等連絡先が変更となる場合は、お早めにお知らせくださいますよう、お願いいたします。

退会を希望される会員の方へ>>>

退会を希望する場合は、所定の退会届を、当該都道府県福祉施設士会を通じて、本会会長宛にご提出ください。

事務局だより

8月5日未明、女子プロゴルフ界にとって42年ぶりの悲願が叶うこととなった世界メジャー大会制覇の一報がもたらされた。ライブ中継もされていたので、歴史的偉業の目撃者となった方も多いと思う。達成者は、洪野日向子プロ、20歳。初めての海外挑戦での制覇というのも物凄いが、ショットが成功してもうまくいなくても、とても素敵な笑顔を振りまってくれた。この笑顔に魅了された方も多いと思う。後日開催された記者会見では、笑顔は世界の共通語なのがかかったと話していた。令和の時代がこんな笑顔にあふれ、夢多き時代となるよう祈りたいと思います。

福祉施設士 8月号

令和元年8月15日発行 通巻333号 偶数月15日発行
定価500円(税込)

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会・日本福祉施設士会

発行人 高橋 紘

編集人 村上 耕治

広報委員会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部

TEL 03(3581)7819 FAX 03(3581)7928

URL <http://www.dswi-sisetusi.gr.jp>

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

会員数
26.8万人
(2018年度末現在)

福祉・介護職員の
福利厚生は
ソウェルクラブに
おまかせください

ソウェルクラブ(福利厚生センター)は…
社会福祉事業・介護保険事業に従事する方の福利厚生を全国で展開し、スケールメリットを活かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

01
加入
メリット

- 職員のリフレッシュやストレス解消
- 職員の就労意欲の向上
- 職員のチームワークの構築
など

02
掛金

職員1人当たり毎年度1万円
※非常勤職員向けに5千円コースも
ご用意しています。

03
ソウェルクラブの
10大
サービス

生活習慣病予防
健診費用助成金

4,120円助成

慶事のお祝い品
(結婚、出産、入学)

1万円または**5千円**の
商品券を贈呈

弔慰金

- ・ 会員死亡 **60万円**
(就業中の死亡は180万円)
- ・ 配偶者死亡 **10万円**

健康生活用品給付

毎年全会員に給付

永年勤続記念品

勤続5~30年(5年刻み)及び
35年以上の退職時に贈呈

資格取得

5千円相当の記念品

①各種講習会
②海外研修

①受講料・教材費無料
②参加費の**10万円補助**

ソウェルクラブ“クラブオフ”

ホテル、レジャー施設、飲食店など
7.5万件以上の優待サービスが利用可能

クラブ・サークル活動

1人あたり
1,000円助成

会員交流事業
(都道府県ごとの各種イベント)

割安な参加費

資料請求は
こちら

<法人・事業所のご担当者の皆さまへ>
ご希望の方には、ソウェルクラブのサービス内容をコンパクトに
まとめたパンフレットを送付いたしますので、お気軽に下記宛てにご連絡ください。



社会福祉法人 福利厚生センター

<https://www.sowel.or.jp> 詳しくは で

TEL ☎ 0120-292-711 または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階

